

オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について(概要)

資料2

イノベーションをめぐる環境の変化

グローバル化の進展等による競争の激化

- 製品サイクルの短縮化、技術開発コストの増大
- 情報技術を駆使することによる外部の知識・技術の利用可能性の増大

イノベーションの効率性を上げるために、外部の知識・技術を有効活用することの重要性が高まる

オープン・イノベーションと知財戦略

オープン・イノベーションにおいては、2つのモデルの知財戦略を高度に組み合わせることで知的財産の有効活用を図ることが重要

- ・オープン・モデルの知財戦略
→ 知的財産の外部からの取得、外部への提供を実施

- ・クローズド・モデルの知財戦略
→ 知的財産権を他社の参入阻止のための防御壁として利用

米国の状況

多業種にわたるオープン・イノベーションの進展

好循環

オープン・イノベーションを支える社会的基盤の充実

- ・幅広いイノベーター層の存在
- ・産学連携の充実
- ・活発な知財流通市場の存在

我が国の現状と課題

企業におけるオープン・イノベーションに即した知財戦略の活用

- 我が国企業は全般的には「ものづくり精神」の気質や自社開発志向が強いとされている
- ←社外への研究費比率は1割程度から増加していない
- 未利用特許の割合は5割
- 相当程度の大企業が他社にライセンス実績なし(クロスライセンス、紛争案件を除く)
- 自社の知的財産の把握と整理が不十分

オープン・イノベーションを支える基盤の整備

外部情報を利用しやすい創造環境の整備

学術・技術情報へのアクセスや研究開発のための情報利用における知財法制上の制約が存在するなど環境整備が不十分

大学からの知財供給の拡大

- 大学における研究成果が知的財産として権利化され、それが産業界において活用される基本的流れは整備
- しかし、質が高く、利用しやすい知的財産が十分供給されているとはいえない
- ←大学等の特許利用率は国内平均の1/2以下
- ライセンス収入は米国の大学等の1/100以下
- ライセンスに相手方の同意を要する共同出願比率が1/2超
- 【要因】
- ・大学やTLOの体制が不十分であり、将来の特許の活用可能性を考慮して特許取得がなされていない
- ・加えて、権利取得や維持管理に必要な資金が十分でないため、共同出願に傾斜

知財流通市場の活性化

- 民間の特許流通事業者は20~30社程度
- 知財権信託、ファンド、知財担保融資も始動
- しかし、特許流通市場はまだ萌芽段階
- 「特許・トロール」に対する懸念

具体的取組

- 競争環境等に応じ、クローズド・モデルとオープン・モデルを適切に組み合わせることで高度な知財戦略を構築
- オープン・モデルの知財戦略は、独自の知的財産の創造や独占的利用と臨機応変に組み合わせることにより、知的財産の有する潜在力を総合的に発揮
- 例)・外部リソースを活用した知財創造
 - ・他社による事業化を通じた投資資金の回収
 - ・事業化リスク低減のための知財活用
 - ・中核的技術と周辺技術に対する特許ポリシーの使い分け
 - ・ライセンス供与により競合他社を牽制
- 知財担当部署はリスク回避だけでなく知的財産の価値を高めるバリューセンターへと発展を目指す

- 権利者の権利を適切に保護しつつ、外部情報を利用しやすい創造環境を整備する観点から、著作権法を始めとする知財法制の在り方について早急に検討に着手
- ・学術・技術情報へのアクセスの抜本的改善
- ・研究開発目的の情報利用の円滑化
- ・知的財産の審査プロセス迅速化のための情報利用の円滑化

- 大学知財本部・TLOの機能強化と迅速な特許化可能性レビュー等の実施
- 権利取得・維持管理費用の確保
 - ・間接経費の増額に努めるべき
- 産学共同研究成果に関する出願形態の在り方の見直し
 - ・大学知財本部やTLOの機能を一層強化し、大学と企業との間で適正な成果の配分を前提とした権利帰属やライセンスの取扱いに係る合意形成が追求されるべき
 - ・その結果として、権利を集約し大学もしくは企業による単独出願とする選択肢も当然排除されるべきではない

- 知財仲介事業者において、知財と事業を一体的かつ総合的に評価し、他の外部リソースを導入して新事業の立ち上げまで関与する「総合プロデュース機能」の強化が必要
- 知財流通市場活性化のための情報・機会提供の拡大
 - ・地方公共団体等による中小企業の技術・事業可能性評価を促進
 - ・「特許ビジネス市」の開催機会の拡大
 - ・「農林水産知的財産ネットワーク」の構築
- 「特許・トロール」問題についての実態調査を行うとともに、適切な権利行使の在り方について多様な観点から議論